

第1500回島根県教育委員会会議録

日時 平成25年12月12日

自 13時30分

至 15時30分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第16号 学校教育法施行細則の一部改正について (特別支援教育課)

第17号 平成26年度特別支援学校 (高等部・専攻科) の入学定員について
(特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第10号 益田市沖手遺跡について (文化財課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第62号 平成26年度島根県教育職員 (実習助手・寄宿舍指導員)
採用候補者選考試験の結果について (高校教育課)

第63号 平成26年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況 (11月末) に
ついて (高校教育課)

第64号 高校授業料無償制の見直しについて (高校教育課)

第65号 平成26年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果に
ついて (義務教育課)

第66号 平成24年度生徒指導上の諸問題の現状について (概要)
(義務教育課)

第67号 平成25年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる
文部科学大臣表彰について (社会教育課)

第68号 平成25年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について
(社会教育課)

第69号 島根県社会教育委員の会による提言書の提出について (社会教育課)

第70号 文化財の指定等の答申について (文化財課)

第71号 古代歴史文化賞決定記念行事の実施について (文化財課)

第72号 浜田ろう学校での学校給食における異物混入について
(保健体育課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第18号 教職員の処分について (高校教育課)

第19号 教職員の処分について (高校教育課)

————— 以上原案のとおり議決

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
鳴木教育次長	全議題
黒崎参事	公開議題
祖田参事	公開議題
長岡教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	全議題
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
福間高校教育課企画人事グループリーダー	議決第18号、第19号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	11件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
署名委員	原委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第16号 学校教育法施行細則の一部改正について (特別支援教育課)

○原田特別支援教育課長 議決第16号学校教育法施行細則の一部改正についてお諮りする。

資料は1の1ページをご覧いただきたい。改正理由は、本年8月26日付で学校教育法施行令の一部を改正する政令が公布され、それに伴って学校教育法施行令の施行に関する本県の細則も改正の必要が生じたためである。

改正の内容については、2の2ページをご覧いただきたい。学校教育法施行令の一部改正に伴い、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みづくりである、インクルーシブ教育システム制度というものが本年9月1日から施行された。ともに学ぶ仕組みづくりといっても、障がいのある子ども全員を小学校、中学校へ就学させるというシステムではなく、小学校、中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、そして特別支援学校といった多様な学びの場の環境整備を図っていくことが前提となる制度である。

特別支援学校については就学する基準が従来からあった。それが施行令第22条の3だが、今まではそれに該当する障がいのある子どもは、原則として特別支援学校に就学しなさいという、就学先の決定の仕組みであった。1の3ページの中央が従来の就学先決定の考え方の図だが、今まではこの22条の3に該当しない子どもは小学校へ、該当する子どもは特別支援学校へ、それぞれ就学先が決定されていた。そして22条の3に該当する子ども、つまり特別支援学校への就学に該当する子どもについては、特別の事情があると認めた認定就学者に当たる場合だけ、あくまでも例外的に小・中学校へ就学できるとされていた。今回の新しい就学先の決定の考え方は、その下の図のとおりである。これまでの22条の3に該当しない、該当するという中央にあった線を取り払い、22条の3に該当するかどうかだけでは就学先を分けないことになったわけである。遅れていた政令の規定を現行に合わせていく、というのが今回の改訂のポイントである。障がいのある子どもたちにとって、小学校、中学校と特別支援学校が同じ選択肢として提示されるべきものとなった。

資料は1の2ページに戻っていただきたい。就学先を決定する仕組みの改正を4点ほど記載している。まず、第5条の改正が主な部分である。以下、6条の3、9条、18条の2等とあるが、これらに関しては実際にこれまでもいろいろな形で対応してきた部分があり、こちらも現行に政令を合わせる形で今回改正された。

今回の改正に伴って本県における学校教育法施行細則の改正を行うわけだが、まず、政令から認定就学者という記載が削られたことに伴い、条文と見出しの改正を行う。資料1の4ページをご覧いただくと、第17条からが政令から認定就学者という記載が削られたことによって変わってくる部分である。

次の区域外就学に係る政令の改正による条文と見出しの改正については、資料1の4ページから1の5ページの第21条の2からが改正となる部分である。区域外就学等の届出の通知という部分である。

また、施行細則条文の改正に伴って様式が改正となる。資料1の6ページから1の11ページが改正後の様式、1の12ページから1の16ページが改正前の様式である。

資料は1の2ページにお戻りいただきたい。今後の対応だが、この22条の3に該当する者の就学にあたっては、一人一人を個別に総合的に判断していくことになる。その際、本人や保護者、関係機関が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行い、適切な就学先の決定への仕組みを構築していくよう取り組むこととなる。

第17号 平成26年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について（特別支援教育課）

○原田特別支援教育課長 議決第17号平成26年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員についてお諮りする。

資料2の1ページをご覧ください。対象は特別支援学校12校の高等部、また盲学校と松江ろう学校の専攻科の入学定員についてである。特別支援学校の入学定員の設定だが、各学校が10月に実施する就学相談会というものがある。保護者と生徒、そして担任が学校について面接を行う制度である。その参加状況で来年度に入学を希望する生徒数をつかんでおり、それを基準として設定する。その際、相談会へ参加がない場合でも、科がある場合には最低の学級と定員を従来どおり設けることになっている。特別支援学校では全員入学を一応想定して動いている。各学科及び学級の区分は、単一と重複に分けて学級数を設定する。標準法に従って、高等部では単一の生徒は8人で1クラス、重複の生徒は3人で1クラスとなっている。高等部においては、入学希望者数に応じて各学校ごとに設定していく。

資料2の2ページをご覧ください。その就学相談会等での決定により、高等部においては次年度の入学定員を62学級346名とする。

資料2の3ページは専攻科についてである。盲学校と松江ろう学校だが、この専攻科の入学定員は合計7学級41名とする。高等部と専攻科を合わせ、(3)に記載しているように合計69学級387名となる。特別支援学校の場合、例えば単一で10名入学希望があった場合には定員は16名となるが、10名で2学級ということになるため、そこで6名という誤差が出てくる。よって、先ほど387名と申し上げたが、実際に第1希望で来年度高等部を希望している生徒は210名というのが実数である。なお、第2希望もあるため、第2希望は高等学校等を希望する方もいらっしゃる。最大で210名程度かと捉えているところである。

○仲佐委員 先ほどの議決第16号との関係だが、この壁が取られたということで、入学定員数というのは考えていかななくてはならないのか。それともそれとこれは別で、定員数は今ご説明いただいたような状況でということになるのか。

○原田特別支援教育課長 先ほどの細則については、小・中学校に関したことである。今の定数は高等部についてであるので、標準法で算出した数となる。

○土田委員長 10月に大体の希望数を集められた210名という数だが、小・中学校と高校の人数というのはどうなっているか。

○原田特別支援教育課長 210名はは高等部だけの数である。小・中学部は義務教育であるため、これから就学等が決まってくる。今回は高等部のみである。

――原案のとおり議決

（承認事項）

第10号 益田市沖手遺跡について（文化財課）

○野口文化財課長 承認第10号益田市沖手遺跡についてお諮りする。

資料は3ページをご覧ください。益田市教育委員会が実施された沖手遺跡の発掘調査については、地元住民団体から遺跡の解明を求める署名つきの要望書が県教育長にも提出された案件であった。本年8月から開発予定地内の約1,000平米について発掘調査が行われた結果、港湾遺跡を特徴づける船着き場や寺院跡などの重要な遺構は確認できなかった。市教育委員会では、市文化財保護審議会や住民団体等の意見を聞かれたうえで、建設工事実施はやむを得ないとの判断をされた。県教委としても、県文化財保護審議会委員や文化庁の意見を聞いたうえで、益田市

教育委員会の考え方はやむを得ないとの判断を、先般、益田市教育委員会に示したので承認をお願いしたい。

○岡部委員 今回の措置は賛成ということでの意見である。現地での調査がまずしっかり行われたこと、そして益田市の文化財保護審議会や住民団体の意見もしっかりと聞かれたということ、あわせて県の文化財保護審委員の意見も聞かれたうえでの判断ということであるので、非常に慎重なうえにも慎重な対応をされたことが非常によかったのではないかと思っている。今後もこのような遺跡については、今回のような形で慎重な対応をぜひとも要望しておきたいと思っている。よろしくをお願いしたい。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第62号 平成26年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験の結果について(高校教育課)

○片寄高校教育課長 報告第62号平成26年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

資料は4ページをご覧いただきたい。平成26年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験を10月26、27の両日を使って実施した。

大きくⅠ、Ⅱ、Ⅲと3つに分けているが、まず、大きなⅠ番の農業の実習助手の選考についてである。出願者21名、受験者19名、名簿登載3名という結果である。農業の実習助手については、この年度末に期限付き再任用職員の退職者が12名予定されているが、この新たな名簿登載者3名を含め今年度並みの実習助手の定員は確保できると予定している。

2番目は身体障がい者を対象とした実習助手で、これは一般種別の枠である。若干名の名簿登載を予定し、3名応募いただき、実際に3名受験いただいた。結果、その中から1名の方を名簿登載したところである。

3番目は寄宿舎指導員の選考である。職務内容は表の下に示しているようなものだが、22名の出願、受験に対して、2名の者を名簿登載したところである。この寄宿舎指導員についてもⅠ番の農業の実習助手と同様に、今年度末の退職予定者数を十分満たすものと考えている。

○土田委員長 1点確認したいが、こちら普通の先生と同じように地域性のバランスを考えて1名なり2名なりを採用されたのか。

○片寄高校教育課長 このたびは採用にあたっては地域性は考慮していない。しかし、名簿登載者の配置に際しては、地域性を考慮しながら行いたいと考えている。

――原案のとおり了承

第63号 平成26年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況(11月末)について(高校教育課)

○片寄高校教育課長 報告第63号平成26年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況(11月末)についてご報告する。

先日、新聞紙上で島根労働局から、来春3月卒業予定の高校生の就職状況が公表されているところだが、そちらは10月末の集計結果である。本日お示ししたのは11月末段階の県立高校の卒業予定者の就職内定状況である。過日、委員の皆さまからご指摘いただいたので、このたびの

資料から男女別の内訳をお示ししている。参考にさせていただけたらと思う。

表の1をご覧ください。来春の卒業予定者は4,822名だが、そのうち1,009名が就職を希望している。割合としては20.9%である。そのうち県内就職希望が685名、県外が203名、合計888名が現段階で就職内定をいただいている。内定率については、表に示しているように88%であり、近年では高い数値となっている。しかしながら、表の一番右側に示しているように、まだ県内外の就職希望者の中で未内定の生徒がおり、こういった生徒については各学校、ハローワーク、関係方面と連携を図りながら内定に向けて取り組んでいるところである。資料は11月末段階の集計としているが、実際のところは12月に入って各学校から順次、内定をいただいたという報告を受けているところであり、現段階では未内定者数は相当数減少していると承知している。

下のグラフは上の表を加工したものだが、図2をご覧ください。県内と県外の就職希望者の割合を示したものだが、近年、県内就職希望者の割合が高い数値で推移しているということがおわかりいただけると思う。

図4の地区別内定率の比較をご覧ください。昨年度と比較して内定率は上昇しているが、大田・邑智地区のみ昨年度と比べて若干数値が落ち込んでいる。原因については、大田・邑智管内のある学校の就職内定状況が昨年度より極端に低く、それが全体の数値を下げたということである。しかしながら、この学校についても最新の状況を確認したところ、現段階では未内定者がほとんどいなくなっているということであり、12月に入って学校の取り組み等々によってこの数値は改善していると承知している。

全般的に県内就職が近年高い割合で推移しているというところだが、この大きな原因としては、県外の就職がかなり高い倍率で非常に厳しいということ、そして地域産業の担い手育成等の取り組みによって、県内産業に対する理解あるいは地域理解が以前にも増して深まってきつつあるということが考えられる。また、特に松江、隠岐、川本、益田の4地区が顕著だが、地元の市町村、商工会等で地元高校生を採用するという機運が非常に高まっているといったことが原因として考えられる。

――原案のとおり了承

第64号 高校授業料無償制の見直しについて（高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第64号高校授業料無償制の見直しについてご報告する。

資料6の1ページが高校授業料無償制の見直しについてまとめたものである。6の2ページは文部科学省がこの無償制の見直しをイメージ図に置きかえたものをそのまま皆さま方にご理解いただきたい、ということでお配りしているものである。6の3ページと6の4ページについては、中学3年生の保護者の皆さま方に高校授業料の無償制の見直しについて周知するために、同じく文部科学省が作成したリーフレットの写しである。

6の1ページをご覧ください。11月27日に高校授業料無償制を見直すための法律が臨時国会で可決成立したところである。これまで公立高校については授業料不徴収制度が運用されていたが、このたびの法律改正において公立、私立とも就学支援金制度という新たな制度へ一本化され、この制度では所得制限が導入されている。所得制限の基準は、親権者の市町村住民税所得割額の合算で30万4,200円以上とされる予定である。所得割額とは、総所得から控除額を差し引いたものに6%を掛けたものである。この新たな制度は来春入学する高校1年生からが対象であり、現在の高校1年生、2年生、すなわち来年の2年生、3年生については従前どりの授業料不徴収制度が継続する。

所得制限を設けることにより、新たに授業料を徴収させていただく家庭が出てくるわけだが、

これによって生み出された財源の使い方として、2の(1)、(2)に記載しているように、まず低所得世帯の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金の創設が予定されている。また(2)だが、公立と私立の間の格差是正を図るため、私立高校の就学支援金については世帯所得に応じた加算制度を充実することも予定されている。

これらについては、6の2ページのイメージ図をご覧ください。ともに上段が公立高校、下段が私立高校で、左側が現行制度、右側が新しい制度をそれぞれイメージ化したものである。公立高校の現行制度をご覧くださいと、現在は授業料不徴収という制度で、88.5%相当は不徴収ということで国が、11.5%相当は地方がそれぞれ負担することとなっている。新しい制度では、この11.5%相当の地方負担分を公立と私立で学ぶ生徒の皆さんの奨学のための給付金に使いたいというものである。右側のイメージ図の一番左側の青い縦線部分が奨学のための給付金に相当するところである。青い縦線と黄色に塗られた部分がミックスされているが、この給付金については国が3分の1、地方が3分の2を負担すると予定されている。

先ほど低所得者世帯と申し上げたが、イメージ図の右側の上段にあるとおり、公立については250万円という所得が一応の基準として予定されている。私立高校については、下段のイメージ図にあるように、590万、350万とさらに基準が追加設定される予定である。

6の1ページにお戻りいただきたい。こうした無償制の見直しについて法が可決成立したことを受け、本県の今後の対応としては県立高等学校等の条例の改正を予定している。授業料を徴収することになった旨、また授業料の額、授業料納付手続等を盛り込んだ条例改正案を2月議会上程する予定にしている。なお、その中に盛り込む授業料の額は、従来の月額9,900円、年間11万8,800円とする予定である。

さらに、現在の中学3年生の特に保護者の皆さまに対し、この新しい制度について周知していかなければならない。県内の中学校、特別支援学校の中等部の3年生の生徒全員に対し、今月、そして年が明けてから2月に、それぞれ制度改正についての周知を図る文書を送付する予定にしている。なお、今月送付する文書の中には、資料6の3ページ、6の4ページの文部科学省が作成したリーフレットも同封する予定にしている。最終的には、3月末に各学校で予定されている入学予定者説明会の折に詳しい制度、申請の手続等々について説明を行い、できるだけ新年度に入って混乱が生じないように進めたいと思っている。なお、私立中学校に対しては、総務部総務課から私学団体を通じて同じような情報提供をする予定にしている。

○土田委員長 これは大変混乱すると思う。まず、所得について基準に達していないという証明書を全員がとらなくてはならないと思うが、提出する時期や、提出忘れ等があった場合にどう対応されるのか。また事務局の体制について、初年度は大変事務量が増えると思うが、一時的にこちらから出向いていって応援するとか、そういった態勢もとる準備があるのか。

○片寄高校教育課長 まず、2点目からだが、県立学校の事務室は非常に人員が少なく、各学校の事務室への負担は極力避けたいと考えている。また、この申請書等の書類については、個人情報ということもあり、学校に提出して学校が中身を点検するというようなことは予定されていない。提出については、封筒に入れ厳封した状態で学校を通じて県のほうへ提出いただく。場合によっては郵送という方法も考えられるが、最終的にはまだ決定していない。いずれにしても、学校の事務室で具体的な数字等を精査しながらといった作業は予定されていない。高校教育課で処理する予定としている。

申請については、入学段階ではまだ前年度の課税証明書が発行されないため、まずは前々年度の課税証明書を取って入学段階での申請書とあわせて提出いただく。入学してから数カ月経過すると前年度の課税証明書が発行されるため、その際に再び書類を提出していただくということで、入学年度については、入学当初と入学後3カ月頃の2度提出していただくようになる。そして2年、3年と進級する際に、また新しい年度に前年分の課税証明書を提出することになるため、高校在学中に都合4回、申請書の提出をお願いする予定としている。なお、提出がなかった場合について、中にはうちの家は基準を超過しているのでは提出しない、というところもあるかもしれな

いが、一応原則としては提出をお願いするよう説明はしていかなければならないと思っている。また、提出がなかった場合は、一応最終的には基準に達していて授業料を徴収すると判断せざるを得ないと思うが、各学校を通じて書類の提出はいかがだろうかと確認はしなければならないと思っている。

○土田委員長 所得の合算について、概算で910万円ということだが、両親が同居していればいいが、中には遠く離れて別居生活であって、こちらにいる人だけしか提出されないなど、そういった点はチェックしようがないのか。

○片寄高校教育課長 親権者の方の所得ということになっているので、全てお出しいただけるものと考えている。

○岡部委員 大変初歩的なことを伺うが、運用としてある所得以上の保護者はこの授業料を支払っていくことになると思うが、その支払方法はどのような形になるのか。

○片寄高校教育課長 来年度については、納入通知書を発行して納入いただくことを予定している。それと同時に授業料の納入システムの開発を考えており、27年度以降はそのシステムを使った納入に切りかえる予定としている。

○岡部委員 システムというのは直接学校や県に支払うというのではなく、金融機関等が間に入ってそこを通じて払っていくという格好になるわけか。

○片寄高校教育課長 そのとおりである。

○岡部委員 変な心配かもしれないが、払う人と払わない人とで教室での差別、差別という言葉が適切かどうかかわからないが、生徒同士で何かトラブルのようなものが起こりはしないだろうかとも心配するが、その辺りのところはどうか。

○片寄高校教育課長 生徒同士で、うちの家は払っている、うちの家は払っていないといったことにならないよう、申請書の提出等についてもだが極力情報管理を徹底しながら、配慮していきたいと考えている。

○岡部委員 ぜひともその部分をお願いしたいと思う。

○原委員 このリーフレットを見て読んでも本当に難しくてよくわからない。一般的な人からすると、専門的な用語がいろいろ入っていてわかりにくいだらうと思う。このたび入学される保護者の方にはおそらくこのまま文書を出されるのではなく、教育委員会からわかりやすい説明の手紙をつけられるとは思いますが、そう考えてよいか。

○片寄高校教育課長 12月中に送付する文書についても、文科省のリーフレットの写しをそのままというわけにはいかないため、本課で作成した文書をつけてお送りする予定にしている。2月も同様である。そして3月に学校を通じての説明の場で最終的に周知徹底するというように考えている。

○原委員 新制度になるため、おそらく高校だと保護者がたくさん集まられるときに全体的に話をされると思うが、PTA総会がそういう場なのかと思ってお聞きしていた。そのときにやはり学校から丁寧にきちんと説明があり、こういった資料もたくさんあってかなりの方が理解してくだされれば、その方が出席されてない方にも説明される。最初の周知が大事なのではないかと思ってお聞きした。よろしくお願いしたい。

○片寄高校教育課長 高等学校のPTA総会は正直に申し上げると非常に出席率が低い。入学予定者説明会についてはほぼ100%出席していただくため、より周知を図るために、保護者の皆さま方にこの場でまず徹底を図らなければならないと考えている。

○土田委員長 普通、不徴収の申請をするということであれば皆が押しかけるが、申請すると徴収されるということだと、忘れていた、というようなケースも考えられる。先ほど原委員もおっしゃっていたが、わかりやすい言葉で文書を出していただかないと、こういった官僚的な文章だと納得される保護者の方は少ないと思う。

○片寄高校教育課長 申請すると払わなくてもいいということである。わかりやすく言うと就学支援金制度への切りかえであるため、申請して基準以下の場合には、授業料相当分は支援金制度

によって支払われ、自分のところから出ることはなくなるということである。

○広江委員 就学支援金制度は学生に対して行うわけだが、結局決定はいつ頃になるのか。以前の授業料免除のときでも、そこで授業料を払えないという問題が起きていたが、今回はまずは全員が払っておくということか。

○鴨木教育次長 新1年生は先ほど説明したように、入学段階と7月段階とで2回、受給資格認定の申請をしていただく必要がある。4月に提出していただいたものの処理が終わって、その認定ができるのが6月である。7月に第2段階の申請をしていただいたものの処理ができるのがおおよそ9月から10月ということでタイムラグが生じる。その間は授業料の納付を猶予するということが必要になるため、今度改正する条例の中に猶予制度を規定する必要がある。

――原案のとおり了承

第65号 平成26年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について(義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第65号平成26年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果についてご報告する。

これまででもご報告申し上げていたが、夏に筆記試験を行った。その合格者について、秋に個別の面接試験を行い、名簿登載者を決定したところである。参考として、一番下に平成21年度からの受験者数、名簿登載者数をあげているので、あわせてご覧いただければと思う。

まず、校長について、受験者数が183名、括弧は女性で内数である。1次合格者が73名、2次合格者、名簿登載者は38名である。次に教頭について、受験者数が207名、1次合格者が94名、2次合格者、名簿登載者が58名である。

今年度末の管理職の退職者数は39名であり、それに比べると非常に数が多いが、来年度末以降は毎年60名から70名の校長、教頭の退職が数年続くため、多少前倒しで今年度、登載者を多めにしているところである。

○仲佐委員 参考で名簿登載者数について平成21年度から26年度の統計が出ており、人数がそれぞれの年ごとに登載されているが、年々の状況はどうなっているのか。平成21年度の登載者はもう全て昇格されたのか、その辺りの状況が見えないので説明をお願いしたい。

○矢野義務教育課長 名簿登載の期間は一応3年ということにしているが、基本的には特別なことがない限り、その年度内、年数の中で昇任している。ただ、行政関係に入った場合は名簿登載期間をその年数だけ延長しているため、行政関係におられる方もあるが、基本的にはここで名簿登載された方は最終的には管理職になっていただいている。

○仲佐委員 平成27年度からの退職者が60名から70名ということで、今年度は26年度分を58名と多めにされたという説明だったが、それでうまく回っていく状況にあるということか。

○矢野義務教育課長 うまく回らないと学校の校長が足りなくなるため、そういうことがないようにはしているが、やはり年度によって辞職者がなかなか読めないところがある。また、学校の統廃合については、そう先まではわからないが、ある程度は市町村から情報をいただいております、わかる部分もある。もう一つ、先ほどご説明したように行政関係との出入りがある。市町村でも指導主事として教頭先生を配置してほしいというようなこともあり、そういった行政との出入りでプラス・マイナスが生じたりする。いろいろな要因があり、なかなか予測が難しい部分もあるが、全体としては何とかやらせていただいている。

――原案のとおり了承

第66号 平成24年度生徒指導上の諸問題の現状について（概要）（義務教育課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第66号平成24年度生徒指導上の諸問題の現状について(概要)ご報告する。

まず、小・中学校の不登校児童生徒数だが、24年度は739名ということで、1,000人当たりの児童数の割合は前年度より0.8ポイントの減少となった。資料に20年度からの経年を載せているが、下がったとはいうものの全国数値との比較で見ると引き続き高い状況が続いている。ただ、参考資料にもあるが、長期欠席者数全体は全国数値よりも低い状況にある。その内訳は病気、経済的理由、不登校、その他ということになっており、病気の割合が全国統計の場合にはかなり高い数値を示している。本県の場合には、病気等の疑いがある場合でも積極的に不登校という形で認識し、子どもたちに積極的に関わって学校復帰を目指して支援をしていくという姿勢で取り組んでいるため、こうした形になっているのではないかと捉えている。

3番目の高等学校の不登校生徒数だが、23年度は273名であった。1,000人当たりの割合で昨年度より2.4ポイントほど下がっている。高等学校の不登校生徒数については若干減ってきている状況にあるのではないかと捉えている。

中退者については130名ということで、前年に比べて実数で18名、中退率で0.1ポイント下がっている。本県の公立高校の生徒の場合、全国平均と比べても中退していく生徒の割合は少ないのではないかと捉えている。

4番目は暴力行為の発生件数についてである。昨年度は323件であった。23年度は513件であり、8の3ページをご覧くださいとわかるように、この年はそれまでと比べてもかなり激増した年であった。そこから比べると、24年度は若干落ちついた状況になったのではないかと捉えている。しかし、20年、21年、22年と比べると若干高目のところで推移している。よって、下がったとはいっても、まだ引き続き暴力行為等が起きている状況は見てとれるため、資料に記載のとおり今年度も対応しているところである。

5番目のいじめの認知件数についてである。皆さんもご存知のように、昨年度の大津のいじめの事件以来、いじめの認知については全国的にもかなり関心が高まっており、島根県でも昨年度は458件認知されている。一昨年度は202件であったので、約2倍強の増加となっている。ただ、県教育委員会としては、これはいじめが増えたということではなく、例えば学級担任の先生や学校全体でしっかりと子どもを捉えていこうという姿勢が表れたり、学校全体でいじめがあったら相談しやすいような雰囲気づくりが進められたりした結果、今まで見えてこなかったいじめが少し表に出てきた結果として受け止めている。これからも一層しっかりといじめを見逃さずに対応し、子どもたちが学校に気持ちよく通っていけるよう、今年度もしっかりと取り組んでいるが、今後も取り組んでいきたいと思っている。いじめがわかるようになった要因としては、先ほど申し上げた学級担任や学校の職員の発見、また、アンケート調査等も学校で各学期ごとにこまめに取り組んでいただいている状況もあり、そうしたところでしっかりと把握していただいていると受け止めている。

8の4ページをご覧ください。昨年度は自死者はなかった。また、小・中学校における出席停止の措置もなかった。ただ、今回いじめに関する法律が成立し、この出席停止についてはいじめの案件においてもしっかりと処置するよう法律にも明記されている。今後またしっかりと対応していくことが求められているため、来年度以降はこのあたりの報告数が変化してくる可能性もあるのではないかと考えている。

最後に教育相談の状況だが、前年に比べて1,716件ほど増えており、7,622件の相談があった。これは県の相談窓口は2カ所だが、昨年度にかなり多くの市町村で相談窓口を設けていただいております、そういった要因もあって相談件数が増えてきているのではないかと受け止めている。

○仲佐委員 平成20年度から24年度の推移が記載されているが、例えば8の2ページの部分

では年々数値が下がっており、全国的の平均よりも低いということだが、様々な相談窓口も多くできていろいろと対応されている中で、島根でもこれだけ数字があるのかと少し驚いている。全国より低いからよいのではなく、依然として何百人もいらっしやる。いじめにしても不登校にしても、いろいろな分野においても全国よりだんだん数字は良くなってきているとはいえ、この数字はとても多いと思っている。いろいろと対応されている中で、もう少し具体的に手を加えて、この数字がもっともっと減るようにならないのか。全国的にはおそらく真ん中より上で、多いほうではないのか。

○吉崎子ども安全支援室長 例えぼどの分野のことをおっしゃっているのか。

○仲佐委員 その分野によって違うと思うが、例えばいじめの問題である。

○吉崎子ども安全支援室長 いじめについては、全国的な数値からすると悪い方から数えて34番目なのでどちらかというとな少ない方である。

○仲佐委員 不登校の場合は多くなっているのではないか。

○吉崎子ども安全支援室長 不登校は逆に1位、2位ぐらいのところを推移している。

○仲佐委員 やはりその分野ごとに、とても高い数字が出ているのはなぜか、ということである。いろいろ施策も組んで対応されていらっしやるのがよく見えてはいるが、ただ、この数字はかなり多いと思っている。

○吉崎子ども安全支援室長 一番顕著なのは不登校、特に小・中学校の不登校の数が多くなっていると思っており、中でも小学校の比率がかなり高いというのが現状である。ただ、先ほどの説明の中でもお話ししたように、8の1ページの学校基本調査の参考資料のところで、長期欠席者の割合、人数が出ているが、全国的な割合が1.73に対して本県が1.68ということで、全国の平均より若干少ない位置にはある。トータルではそうなっている。その内訳は病気、経済的な理由、不登校、その他となっているが、特に顕著なのが、病気に含めてカウントしてある人数が本県の場合は0.18、全国は0.37ということで、かなりの開きがある。島根県は病気が少なく、他県が病気が多いかということ、まだ推測ではあるが、島根県は他県が病気としてカウントしている子どもたちについてももしっかり不登校として受け止めているのではないかと考えている。学校に行きたくても行けない子どもが30日以上欠席した場合には不登校としてカウントするようになっているが、30日以上何らかの精神的な理由で学校に行けない場合には、病気という形で放っておかずしっかりと不登校と位置づけ、学校としてしっかりと関わっていかうとしている。随分前から島根県ではそういった姿勢で不登校対応にあたっているが、その点が各県で判断基準が若干違う関係もあり、島根県では大きくなっている部分もあると思う。ただ、それはそれとして、実際に数値としては多いので、特に小学校については子どもと親の相談員さんという事業を24年度から開始させていただいた。特に不登校の児童の多い学校を25校指定して非常勤講師を配置し、管理職を中心にチームとして子どもたちにあたってもらっている。その相談員に、例えば朝、子どもの家へ迎えに行ってもらったり、家庭訪問に行ってもらったりしており、個別、積極的に対応していただいている事業を展開している。今かなり成果が上がってきており、相談員を配置できればいいが、なかなかそうはいかないので、そういったノウハウや成果を他の学校にもしっかりと広げ、これからもしっかりと組織で対応していただけるように普及していきたいと考えている。

○仲佐委員 いろいろな対応されているのがよくわかるので、少しでも数字が減るような形できめ細やかにお願いしたいと思う。

――原案のとおり了承

ついて（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第67号平成25年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰についてご報告する。

この表彰は、趣旨にあるように、学校、家庭、地域が連携協力して未来を担う子どもたちを健やかに育むための、特に優れた模範となるような活動に対して行っているものである。

島根県からは3つの活動が表彰を受けられたところである。

1番目は安来市の島田交流センターを中心とした地域の活性化を目指した仲間づくりと人づくりである。島田交流センターというのはいわゆる公民館だが、そこを中心として平成8年度以来17年という長きにわたって活動を続けてきておられるところである。中でもコーディネーターを中心に、支援活動を行った後には必ず反省会を行い、次の活動に生かすシステムを構築しているらっしゃるほか、写真にあるように学校支援に関わる地域住民の方を対象としたスキルアップ講座などを継続的に開催しているらっしゃる。その結果、幼稚園や小学校で地域の支援者の方にお世話になった子どもたちが、学校を卒業してからも支援者として交流センターを訪れるようになるなど、持続可能な活動のための好循環が生まれているところである。

2番目は、益田市真砂地区の教育協働化推進本部の活動である。これは真砂公民館が中心となり、平成12年度から益田市内の他の地域に先駆けて活動を行っておられるところである。特に真砂まるごとフェスタといって、中学校を会場に小学校、中学校、公民館の学習発表会や文化祭を同じ日に開催し、学校関係者のみならず、保護者や地域の方々も小・中学校の学習発表会に参加できるようにされたところである。また、学校からコーディネート依頼書を提出してもらうなどシステム化することにより、学校からも地域の方々から支援していただきやすいような体制を作っておられるところである。そしてこうした活動は子どもたちだけではなく、地域の住民の方々にとってもかけがえのない活動になっているところである。食育の取り組みについては、写真にもあるように学校の要望を地域全体の課題として捉え、学校、家庭、地域が協働して地域ぐるみで活動を行っていらっしゃるところである。

3番目は、隠岐の島町の有木小学校の学校支援活動である。この地域のコーディネーターが積極的に関わっていらっしゃるところであり、小・中学校の管理職、いわゆる校長、教頭の方と一緒に自治会の総会に出かけて学校支援の紹介やボランティアの募集を行ったりするなど、工夫して取り組んでいらっしゃる。特に隠岐高校の生徒が放課後先生として小学校の放課後の学習支援を行っており、また、写真にあるように隠岐養護学校の子どもたちとの交流なども盛んに行っているらっしゃる。

子どもたちの体験活動や居場所づくり、そういった活動を展開をしていらっしゃるということで、この3つの活動が表彰されたところである。

9の1ページに戻っていただきたい。去る12月5日に文部科学省で表彰され、3つの団体も代表の方が出席された。表彰を大変喜んでおられ、また次に向けた活動の励みになったということで、さらに進めていただけると考えている。

――原案のとおり了承

第68号 平成25年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第68号平成25年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰についてご報告する。

この表彰については、昨年度の教育委員会会議で報告したところ、委員の皆様方から、せっかく公民館活動あるいは職員の皆さんが活発に活動なさっているのであれば、きちんと表彰できる

よう制度を多少緩和してでも広く表彰してあげてはどうかというご意見があった。それを受け、今年度は、優良公民館表彰についてはこれまで原則開館日数が290日以上、つまり週1日だけの休みだったところを、原則240日以上に変更した。さらに、これまでは各市町村の教育委員会からの推薦を、原則1館としていたところだが、市町村の合併が進んで1市町村の公民館数が増えていることから、原則1館という条件を外して複数の館の推薦を受けられるようにしたところである。あわせて公民館の職員の表彰についても、原則1名という基準を外したところである。

本年度のこの表彰は、優良公民館表彰としては6館の公民館を表彰させていただいた。それぞれ浜田管内、益田管内がある。

また、公民館職員については、館長、あるいは職員の方と両方あるが、合計で15名の方を表彰させていただいた。いずれの方もそれぞれ各地域で住民の方々を巻き込み、地域に根差した特色のある公民館活動をしっかりなさっているところである。

表彰式については、東部と西部で公民館の研究集会を行っているので、該当地区の研究集会において表彰を行った。東部地区については松江、出雲、隠岐管内の表彰者の方を11月10日に、西部地区については益田、浜田管内の方を12月1日の研究集会でそれぞれ表彰したところである。

――原案のとおり了承

第69号 島根県社会教育委員の会による提言書の提出について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第69号島根県社会教育委員の会による提言書の提出についてご報告する。

本日午前10時に教育長室において、島根県社会教育委員の会の座長である有馬毅一郎様から提言書の提出があった。提言書は皆様のお手元にも配付している。なお、資料に根拠法令を抜粋しているが、社会教育法第17条に、社会教育委員は、教育長を経て教育委員会に助言するために意見を述べることができると規定されており、今回それに基づいて提言されたところである。

内容については、11の2ページに概要を記載している。例年、社会教育委員の会の皆様には教育長も出席のもと年2回から3回の会議を開催し、その場でそれぞれ意見をいただいている。平成23年度の会議において、委員の皆さんから、きちんとした提言という形をとったほうがいいのではないかという意見があったことから、今回こうした提言書という形で取りまとめられたところである。提言書の資料の9ページに社会教育委員の名簿が載っているが、現在の委員の皆さんは平成24年6月から26年6月までが任期となっており、この期間に提言を、ということで活動されたところである。

ワーキング会議と本会議、合わせて6回の協議を重ねて提言をまとめられた。また10月16日には教育委員の皆様と公民館の視察を行っており、そこで若干意見交換もされたところである。特に今回の提言については、委員の皆様の協議のもと、島根県で行っているふるさと教育に関する提言を、ということで取りまとめられている。

提言の内容としては、まず、これまで平成17年度から9年間ふるさと教育に取り組んできてきたが、その検証、そして成果と課題、またふるさと教育推進の必要性などをまとめられている。委員の皆様からは、ふるさと教育はそれぞれ市町村や学校によって取り組み内容について温度差があるものの、全ての学校で取り組んできた結果として、学校にかかわる住民の方も増加しており、教員の地域への関心も高まっている。そして何より子どもたちの学習意欲の向上や地域での活動も増えており、地域の皆さんも地域全体で子どもたちを育てていこうという機運の高まりがある。こうしたことから、今後もやはり引き続きこのふるさと教育は県内全域で取り組んでいく必要があるという提言をいただいている。

具体的には、学習の内容の関連性や深まりを図ること。あるいは学校の中での取り組みだけでなく、やはり学校を応援する体制づくりもそれぞれ進めていく必要があるということ。また、現在ふるさと教育というのは、公立小・中学校で年間35時間取り組んでいるが、島根県内の全ての子どもたちを対象とし、現在行われている小・中学校だけではなく、保育所、幼稚園、公立以外の国立や私立の小・中学校、特別支援学校、高校においても何らかの取り組みをされるよう検討していただきたいということ。また、家庭においてもそうした役割と責任を自覚し、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを推進していただきたいという提言の内容となっている。特に委員の皆様からは、これは教育現場だけではなく、県民の皆様に対しても提言として発信していきたいというご意見もあった。

――原案のとおり了承

第70号 文化財の指定等の答申について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第70号文化財の指定等の答申についてご報告する。

資料は12の1ページをご覧ください。11月15日に開催された国の文化審議会で、本県の関係で3件の史跡の指定、追加指定及び文化的景観の選定の答申がなされたのでご報告申し上げます。

まず1件目は益田市の中須東原遺跡である。ここは益田川の河口部に立地する港湾を中心とした14世紀から16世紀の遺跡である。12の3ページに写真等も載せているが、港湾遺跡の特徴としての大規模な石敷きの船着き場や建物跡、鍛冶炉、墓、道路などといった遺構が検出されている。また、ここからの出土品には中国、朝鮮半島の貿易陶磁等があり、港を中心に展開した町の遺構が良好な状態で残されているということから答申されたものである。

2件目は松江市の出雲国府跡の追加指定である。ここは昭和46年に約41ヘクタールが国史跡に指定されていたが、このたび地権者の同意等、指定の条件が整った部分、約930平米が追加されたものである。

3件目は重要文化的景観の選定である。12の2ページをご覧ください。この重要文化的景観というのは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財といったような文化財の定義の一つだが、平成16年に創設されたものである。このたび選定されたのは「奥出雲のたたら製鉄及び棚田の文化的景観」である。奥出雲は砂鉄の産地であり、古来よりたたら製鉄が盛んな地域である。砂鉄の採取にあたっては丘陵を切り崩し、砂鉄を含んだ土砂を水路に流すことにより、砂との比重の差を利用して砂鉄を選別する「鉄穴流し」という方法が用いられていた。この切り崩された丘陵を利用して棚田等が拓かれてきたものである。

たたら製鉄に関する炉や、選鉱場などの歴史的な建造物があり、またかつての製鉄用の木炭の供給林であった山々が棚田を取り囲んでおり、今なおたたら製鉄が行われているという景観が大変重要であり、選定すべしとの答申がなされたものである。

――原案のとおり了承

第71号 古代歴史文化賞決定記念行事の実施について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第71号古代歴史文化賞決定記念行事の実施についてご報告する。

資料は13ページをご覧ください。9月9日に決定した古代歴史文化賞だが、この決定記

念行事を去る11月17日に東京で、来る12月15日に松江で行う予定とされているのでご報告申し上げます。

まず、東京における記念行事だが、11月17日に有楽町のよみうりホールで実施した。内容は、大賞を受賞された都出比呂志先生を初め、連携して共同実施している奈良県、宮崎県、三重県、そして島根県を含めた地域賞各賞の受賞者もお集まりになった。贈呈式がまず行われ、大賞を受賞された都出比呂志先生から受賞作についての講演が行われている。また、コーディネーターに草野満代さんを迎え、大賞受賞者及び選定委員長の金田章裕先生、三浦佑之先生、広瀬和雄先生といった著明な先生方をお迎えしてパネルディスカッションも行い、記念コンサートも行ったところである。満員の入場者を得て盛況裏に終了したところである。

また、委員の皆様にもご案内し、多くの皆様にもご出席という回答をいただいているところだが、地元松江での記念行事を次の日曜日にくにびきメッセの多目的ホールで行うことにしている。大賞は都出比呂志先生が書かれた「古代国家はいつ成立したか」、しまね賞は関和彦さんが書かれた「古代に行った男ありけり」という本だが、その本に関連し、かつそれを出雲に引きつけた講演をしていただく。さらに古くから出雲の研究をしてこられた関先生と、安彦さんという古代にかかわる漫画を描いておられる大変著明な方との対談なども予定もしている。期待していただきたいと思っている。

○岡部委員 参考までにお聞きしたいが、共催である三重、奈良、宮崎もこの古代歴史文化賞に関連した地元展開というのは何か取り組んでいらっしゃるのか。

○丹羽野古代文化センター長 書店などでのフェアはそれぞれ各地元でやっていただくようお願いしており、実施されている県もある。ただ、島根のような特別な講演会のようなものは、他の3県では今のところ行われていないというのが実態である。

――原案のとおり了承

第72号 浜田ろう学校での学校給食における異物混入について(保健体育課・特別支援教育課)

○荒瀬健康づくり推進室長 報告第71号浜田ろう学校での学校給食における異物混入についてご報告する。

資料は16ページをご覧いただきたい。12月6日金曜日、県立浜田ろう学校で学校給食における異物混入事案が発生した。発生時の状況だが、当日13時5分頃、ランチルームで幼児、児童、生徒とともに給食を食べていた男性教員の豚汁の中に針金のようなものが混入していることがわかった。その異物は太さ0.2ミリ、長さ2.5センチ程度のものであった。男性教員は口には入れたが、違和感があったため吐き出しており飲み込んでおらず、けが等の健康被害もなかった。直ちに子どもたちに給食を食べるのをやめさせ、異物がなかったかどうかを確認をしたが、異常はなかった。この給食は浜田ろう学校内の調理場で作っているが、浜田養護学校、江津清和養護学校にも提供しており、2校にも確認したが、異常はなかった。当日、翌日の土曜日、日曜日に関係者の健康被害報告は出ていない。

発生の原因については、浜田保健所の指導のもと、土曜日に浜田にある島根県産業技術センターの立ち入りによって原因と思われる調理器具を分析した結果、異物は調理場内の汁物に使用する網じゃくしの破片である可能性が高いということがわかった。異物混入の原因が判明したことを受けて、改めて浜田保健所の指導を受け、12月9日月曜日には3校の給食は平常どおり実施した。

再発防止については、特別支援学校及び市町村教育委員会あてに12月9日付けの文書で、調理場における衛生管理、調理器具の総点検と安全管理の徹底を図るよう通知したところである。

○土田委員長 一応、これで全部終わったということか。

○荒瀬健康づくり推進室長 本日、浜田ろう学校から最終の事故報告書が届いたところである。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第18号 教職員の処分について (高校教育課)

――原案のとおり議決

第19号 教職員の処分について (高校教育課)

――原案のとおり議決

土田委員長：閉会宣言 **15時30分**